



# 鳥取県公報

令和4年11月11日(金)  
第9448号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (546) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (547) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出 (548) (〃) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定 (549) (障がい福祉課) . . . . . 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (550) (西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 3

# 告 示

**鳥取県告示第546号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クオール薬局境港店	境港市上道町1893-4	令和4年9月3日

**鳥取県告示第547号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和4年9月9日

**鳥取県告示第548号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和4年7月24日

**鳥取県告示第549号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日

有限会社徳吉 薬局	鳥取市秋里738-1	徳吉薬局こやま	鳥取市湖山町東二丁目140-2	精神通院医療	令和4年11月 1日
--------------	------------	---------	-----------------	--------	---------------

**鳥取県告示第550号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
合同会社 幸照	日野郡日野町舟 場241-2	グループホーム幸照	米子市尾高613-3	共同生活援助	令和4年11月1 日